進めていくべきであろう[7]。

社会保障制度における負担のあり方は、各人の人生設計とも連動する。何歳まで働き、自らまたは家族間で自立した生活をおくると計画するかは、たとえば年金制度に左右される。65歳になったら仕事から引退する人生設計を支える社会保障制度と、75歳までの就労を想定した人生設計を支える制度は異なる。「高齢者は65歳から」という固定観念が、各人の人生設計をミスリードするようなものとなってはならない。

(2) 諸領域における高齢者の定義

1) エイジング・エイジズム・エイジフリー

老いは、「エイジング」、「エイジズム」、「エイジフリー」といった概念をめぐって議論されてきた[8]。エイジングを中心的な基軸概念とした学問領域である老年学は、年齢を区分する客観的な基礎資料の1つである身体機能をもとに高齢者を分類し、40—64歳を中年期、65—74歳を高齢期、75—84歳を真高齢期、85歳以上を超高齢期と定義した。この研究は、健康状態と社会的特徴に基づき、高齢者世代は均質とはいえない集団であると指摘し、年齢ごとの保障について考察する土台を構築した点に意義がある[9]。他方、臨床老年医学では、65—74歳を「前期高齢者」、75—84歳を「後期高齢者」、85歳以上を「超高齢者」と定義した。社会老年学では、老年期を、依然として社会貢献できる者が多数を占める65—75歳までの前期高齢期と、75歳以上に区別している。

7) 「誰が」支えるかという点について、本稿は主に公的な（社会）保障の役割を検証する。この他、公的な保障といっても国と地方自治体の役割分担、さらに、家族、友人、ボランティアやNPOといった第3セクター、企業などの役割を検討する必要がある。家族の役割については、Fusako Seki, *The Role of the Government and the Family in Taking Care of the Frail Elderly: A Comparison of the United States and Japan —*", SERGE GAUTHIER ETAL EDS., AGING CARING FOR OUR ELDERS 91 (2001)；拙稿「アメリカの高齢者ケアにおける社会保障と家族の役割—家族責任法（Family Responsibility Laws）を素材として—（1）（2）（3・完）」北大法学論集48巻2号（1997年）307—368頁、3号295—339頁、4号125—173頁参照。

8) 以下、天田城介『〈老い衰えゆくこと〉の社会学（普及版）』（多賀出版、2007年）87頁以下。

9) Bernice L. Neugarten, *Policy for the 1980s, Age or Need Entitlement?*, NEUGARTEN, *supra* note 3, at 21-24; Kutza and Zweibel, *supra* note 6, at 61-62.

「エイジング」研究と平行して、高齢者を特定の集団としてとらえる視点が生みかねない差別の問題に焦点をあてたのが、「エイジズム（ageism）」という概念である。エイジズムとは、広義では、ある一定の年齢集団に対する否定的な偏見や差別および肯定的な区別をさし、狭義では、高齢者という特定の年齢集団に対する否定的な偏見や差別をさす[10]。エイジズム論者は、老いという言葉に含まれる否定的な意味合いは、加齢と死の混同にあるなどと、年齢の意味を議論した。エイジズム論者は、実年齢による老年期の定義は恣意的にならざるをえないと主張した。年齢は、社会が人間に便宜的な目的で付与した概念であるのにもかかわらず、そこに各種視点を結びつけるために、エイジズムが生まれたと論じる。こうした観点から、エイジフリーの概念が誕生した。

2) 年齢差別と特別の保障

エイジフリー社会とは、できるかぎり年齢を基準としない社会である[11]。年齢を理由とした差別のないエイジフリー社会となれば、能力と意欲のある高齢者は働き続けられる。他方同じ高齢者は、従来、一定の年齢であることを要件に、さまざまな社会保障給付を受けてきた。ここでエイジフリーを社会保障政策や労働政策にも徹底したならば、たとえば年齢を要件とした年金給付が課題となる[12]。

高齢を理由に高齢者を保護する制度は、同時に高齢者差別を醸成しかねない[13]。年齢差別を否定するエイジフリーの考え方は、特定の年齢を特別に保障する理念と対立するのか。従来、社会保障の主要な給付要件である困窮や所得喪失と高齢は連動していたが、たとえばアメリカでは定年制の撤廃などから必ずしも連動しなくなり、年齢が固有の年金給付の根拠となった。年齢差別は人

10) 以下、ERDMAN B. PALMORE, AGEISM, NEGATIVE AND POSITIVE 3 (1999, Second ed.)；アードマン・B・パルモア著／奥山正司他訳『エイズム——優遇と偏見・差別』（法政大学出版局、1995年）52—65頁等。

11) 清家篤「エイジフリー社会への展望」清家篤編『エイジフリー社会』（社会経済生産性本部、2006年）11頁、全般的に清家篤『エイジフリー社会を生きる』（NTT出版、2006年）参照。

12) たとえばわが国では、在職老齢年金制度をめぐる問題として顕在化している。拙稿「日米の在職老齢年金制度にみる差別禁止と特別な保障」清家・前掲書『エイジフリー社会』（注11）228頁。

13) Neugarten, *supra* note 9, at 27-31; Nelson, *supra* note 6, at 143-150.